

6 月 定 例 教 育 委 員 会

参 考 資 料

(令和 8 年 6 月 3 0 日)

承認事項

- 第 2 号 (仮称) 城東認定こども園新築工事請負契約の変更を市長に提案することに
ついて (保育教育課)・・・1 頁
- 第 3 号 川代体育館長寿命化及び照明設備改修工事請負契約を市長に提案することに
ついて (社会教育課)・・・2 頁

報告事項

- 6 丹波篠山市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
(学校給食センター)・・・3 頁
- 8 丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について
(文化財課)・・・5 頁
-

(仮称) 城東認定こども園新築工事請負契約の変更について

1 事業名 (仮称) 城東認定こども園新築工事

2 施工場所 丹波篠山市日置地内

3 契約の相手方

兵庫県丹波篠山市北新町39番地4

荻野建設株式会社篠山営業所

所長 後藤 正人

4 変更の理由

(仮称) 城東認定こども園新築工事の、園舎の基礎工事にかかる掘削において、コンクリート塊と土砂にコンクリート片等の混入を確認しました。今後、行う外周水路や園庭工事の掘削においても、同様の状況を見込み、これらの土砂とコンクリート等の混入物を適正に分別し、処分するための費用として、33,664,400 円を増額し、変更契約を行います。

増額変更の理由	金額 (円)
土砂と混入物の分別費用	15,315,300
混入物の処分費用	18,349,100
計	33,664,400

5 契約金額 変更前 594,000,000 円 (税込額)

変更後 627,664,400 円 (税込額)

6 工期 令和9年3月1日まで

7 仮変更契約日 令和8年5月29日

承認第3号説明資料

川代体育館長寿命化及び照明設備改修工事請負契約について

- 1 工 事 名 川代体育館長寿命化及び照明設備改修工事
- 2 工事内容 建築工事
建築から40年が経過し屋根や内装等が劣化。
屋根改修（カバー工法）、外壁防水、内装一部修繕（壁・天井）、建具（窓ガラス）修繕など。
電気工事
LED照明交換（競技場水銀灯、管理棟蛍光灯）
- 3 工事場所 丹波篠山市大山下地内
- 4 入 札 日 令和8年5月14日（木）
- 5 入札方法 制限付一般競争入札
- 6 入札参加資格
(1) 丹波篠山市の発注する工事契約に係る競争入札参加資格取得（登録）者であること。
(2) 単体企業及び特別建設共同企業体の代表者並びにその他構成員は、建築一式工事に係る一般又は特定建設業の許可を有すること。
- 7 入札参加者
(1) 垣本・福島特別建設共同企業体
(2) 吉住・石井特別建設共同企業体
(3) 上山建設株式会社
- 8 予 算 額 218,973,000円（税込額）
- 9 予定価格 177,436,600円（税込額）
161,306,000円（税抜額）
- 10 開札結果
(1) 垣本・福島特別建設共同企業体 152,240,000円（税抜額）
(2) 吉住・石井特別建設共同企業体 154,500,000円（税抜額）
(3) 上山建設株式会社 162,000,000円（税抜額）
- 11 契約の相手方 垣本・福島特別建設共同企業体
- 12 契約金額 167,464,000円（税込額）
- 13 仮契約日 令和8年5月20日
- 14 工 期 議会の議決の日から令和9年1月15日まで

○丹波篠山市立学校給食センター設置条例（抜粋）

平成11年4月1日

条例第82号

改正 平成18年12月26日条例第53号

平成19年5月16日条例第13号

平成27年3月30日条例第25号

平成31年3月15日条例第14号

（運営委員会）

第5条 給食センターには、その運営を適正かつ円滑にするため、丹波篠山市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について審議し、助言する。

3 前項の審議を行うため、運営委員会は、これに必要な調査研究を行う。

（委員）

第6条 運営委員（以下「委員」という。）の定数は、13人以内とする。

2 委員は、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、特定の役職により任命された委員の任期は、当該役職にある期間とする。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則（抜粋）

平成11年4月1日

教委規則第13号

改正 平成20年2月13日教委規則第2号

平成21年1月16日教委規則第1号

平成21年3月13日教委規則第3号

平成22年2月22日教委規則第1号

平成22年6月3日教委規則第11号

平成27年3月11日教委規則第8号

平成27年6月19日教委規則第21号

平成28年10月18日教委規則第5号

平成29年4月19日教委規則第6号

平成30年10月16日教委規則第5号

令和2年3月12日教委規則第6号

令和6年2月7日教委規則第2号

令和7年2月6日教委規則第1号

令和7年11月25日教委規則第6号

令和8年3月27日教委規則第5号

（運営委員）

第6条 運営委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校長代表
- (2) 小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の保護者
- (3) 学校医代表
- (4) 学校給食指導担当
- (5) 学識経験者

（運営委員会の委員）

第7条 運営委員会には、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
 - (2) 副委員長 1人
- 2 委員長、副委員長は、委員の互選による。
 - 3 委員長は、必要に応じ会議を招集し、主宰する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは代理する。

（運営委員会の会議）

第8条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 運営委員会の会議は、委員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席委員の過半数で決定する。

○丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例（抜粋）

平成15年7月1日

条例第44号

改正 平成17年3月11日条例第12号

平成23年8月19日条例第19号

（審議会の設置等）

第11条 教育委員会に審議会を置く。

2 審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議する。

3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則（抜粋）

平成15年7月8日

教委規則第3号

（審議会の組織等）

第7条 条例第11条の規定による丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）は委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係地域を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会は、必要があるときは臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

5 臨時委員は、委嘱された特別の理由に関する事項が終了したときは、解嘱するものとする。

（会長及び副会長）

第8条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第9条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（庶務）

第10条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。